

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条の規定に基づき役員報酬及び費用弁償の支給などについて必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員は、役員総数の3分の1以下の範囲で、総会が議決する報酬を受けすることができる。

(費用弁償)

第3条 役員にはその職務を執行するために要した通信費、交通費、会議費、出張先宿泊費・食費などを含む費用を弁償することができる。役員は当該費用を支出したことを確認できる文書（領収書など）を事務局に提出し、事務局が当該役員に支払うものとする。役員が職員の職務を執行する場合も同様とする。

(変更)

第4条 この規程の変更は、総会の議決を経て会長が定める。

就業規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条に基づき、特定非営利活動法人日本ハピタット協会（以下「協会」という。）の常勤職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、労基法その他の法令の定めによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規則は、協会の常勤職員（以下「職員」という。）に適用する。
- 2 パートタイム職員の就業に関する事項については、別に定める。

(規則の遵守)

- 第3条 協会は、この規則に定める労働条件により、職員に就業させる義務を負う。
- 2 職員は、この規則を遵守しなければならない。

第2章 採用、異動等

(採用手続)

- 第4条 協会は、就職を希望する者の中から選考して、職員を採用する。
- 2 就職を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。
- ① 履歴書及び職務経歴書
 - ② 作文

(採用時の提出書類)

- 第5条 職員として採用された者は、採用された日から2週間以内に次の書類を提出しなければならない。
- ① 住民票記載事項証明書
 - ② その他協会が指定するもの
- 2 職員は、前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面で会社に変更事項を届け出なければならない。

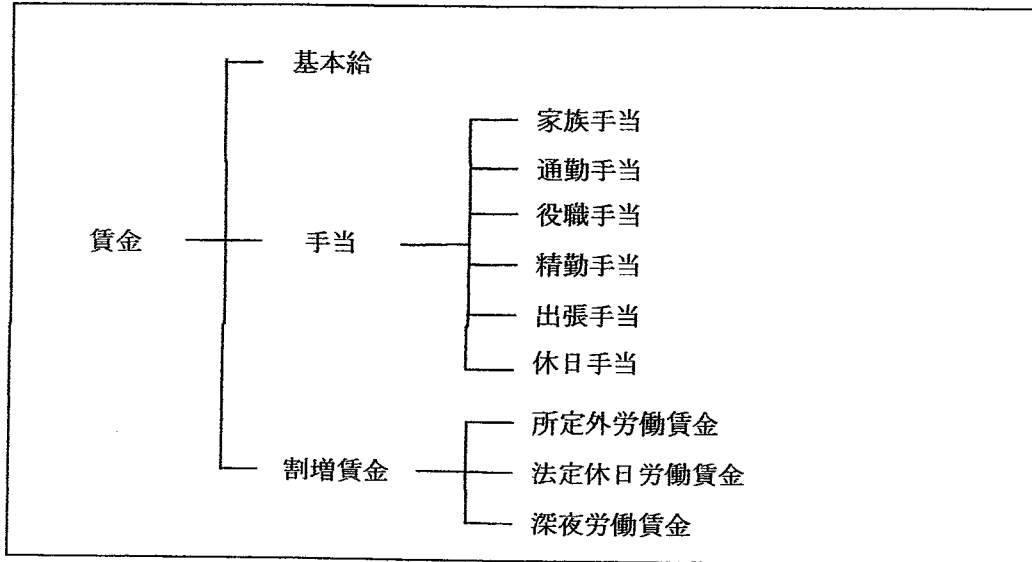
(試用期間)

- 第6条 職員として新たに採用した者については、採用した日から3か月間を試用期間とする。
- 2 前項について、協会が特に認めたときは、この期間を短縮し、又は延長することがある。

第6章 賃金

(賃金の構成)

第27条 賃金の構成は、次のとおりとする。



(基本給)

第28条 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して、各人別に会長が決定する。

(家族手当)

第29条 家族手当は、次の家族を扶養する職員に支給する。この場合の扶養とは、健康保険法上の扶養を意味する。

- ① 配偶者 月額5,000円
- ② 18歳未満の子 1人につき月額5,000円

- 2 家族手当は、職員が扶養家族をもった月から支給を開始し、扶養家族がいなくなった月まで支給する。
- 3 職員は、扶養家族に変更があった場合には、遅滞なく協会に届け出なければならない。
- 4 前項の届出が遅れた場合、虚偽の申告をした場合は、家族手当を支給しない。

(通勤手当)

第30条 電車、バス等の公的交通機関を利用して通勤する者については、通勤に要する実費に相当する額を支給する。通勤の経路は会社が認める最短経路とする。

- 2 運賃の改定又は住所変更等により、通勤手当の額に変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出るものとする。この場合においては、原則として、通勤手当の変動月より、通勤手当の支給額を変更するものとする。

(役職手当)

第31条 役職手当は、対象となる職員の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して、

各人別に会長が定める。

2 昇格によるときは、発令日の属する賃金月から支給する。この場合、当該賃金月においてそれまで属していた役付手当は支給しない。

3 降格によるときは、発令日の属する賃金月の次の賃金月から支給しない。

(精勤手当)

第 32 条 精勤手当は、当該賃金計算期間における出勤成績に応じ、職員（管理監督の地位にある者を除く。）に次のとおり支給する。

① 無欠勤の場合 月額 5,000 円

② 欠勤 2 日以内の場合 月額 3,000 円

2 前項の精勤手当の計算において、次のいずれかに該当するときは、出勤したものとみなす。

① 年次有給休暇その他の有給休暇を取得したとき。

② 業務上の負傷又は疾病により療養のため休業したとき。

(出張手当)

第 33 条 協会の指示により、職員が出張を行い、職務を指示どおり遂行した場合について、出張手当として日当 1,000 円を支給する。

(休日手当)

第 34 条 協会の指示により、職員が第 17 条第 1 項の休日に出勤した場合、休日手当として日当 1,000 円を支給する。ただし、同条第 2 項の規定によりあらかじめ定める他の日と休日が振り替えられた場合は、この限りでない。

2. 法定休日労働賃金に関しては、第 36 条に基づき、別途支給する。

(時間外労働賃金)

第 35 条 協会の指示により、職員（管理監督の地位にある者を除く。）が所定労働時間を超えて勤務した場合には、所定外労働賃金を支給する。

2 始業時刻前又は終業時刻後に勤務した場合でも、所定労働時間を超えて勤務しなければ、所定外労働賃金は支給しない。

3 時間外労働賃金の額は、以下の計算式に基づくものとする。

① 所定労働時間を超え法定労働時間を超えない部分

(基本給+精勤手当) ÷ 1 ヶ月の平均所定労働時間数 × 時間外労働時間数

② 法定労働時間を超える部分

(基本給+精勤手当) ÷ 1 ヶ月の平均所定労働時間数 × (1+割増率 25%) × 法定超労働時間数

(法定休日労働賃金)

第 36 条 協会の指示により、職員（管理監督の地位にある者を除く。）が労基法第 35 条に基づく法定休日に勤務した場合には、法定休日労働賃金を支給する。ただし、第 17 条第 2 項の規定によりあらかじめ定める他の日と休日が振り替えられた場合は、この限りでない。

い。

2 法定休日労働賃金の額は、以下の計算式に基づくものとする。

$(\text{基本給} + \text{精勤手当}) \div 1 \text{ヶ月の平均所定労働時間数} \times (1 + \text{割増率 } 35\%) \times \text{法定休日に労働した時間数}$

(深夜労働賃金)

第37条 協会の指示により、職員が午後10時から深夜5時までの間に勤務した場合には、深夜労働賃金を支給する。

2 深夜労働賃金の額は以下の計算式に基づくものとする。

$(\text{基本給} + \text{役職手当} + \text{精勤手当}) \div 1 \text{ヶ月の平均所定労働時間数} \times (1 + \text{割増率 } 25\%) \times \text{深夜労働時間数}$

3 第1項の深夜労働賃金が支払われる労働であって、かつ、当該労働が第35条の時間外労働賃金又は第36条の法定休日労働賃金の対象となる場合には、深夜労働賃金に加えて、時間外労働賃金（割増分）又は法定休日労働賃金（割増分）を支払う。

(休暇等の賃金)

第38条 この規則に基づく年次有給休暇その他の有給休暇の期間並びに第22条又は第23条第1項に基づく母性健康管理の措置又は妊娠中の通勤緩和措置等により就業しない時間等については、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

2 前項以外の休暇の期間及び就業しない時間等については、無給とする。

(欠勤等の扱い)

第39条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

2 前項の場合、控除すべき賃金1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとする
 $\text{基本給} \div 1 \text{か月の平均所定労働時間数}$

(賃金の計算期間及び支払日)

第40条 賃金は、毎月末日に締め切って計算し、翌月10日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前平日営業日に繰り上げて支払う。

2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

3 前項にかかわらず、退職による場合又は出産、疾病、災害等により費用を必要とする場合は、すでに労働した時間に相当する賃金を支払日前に支給する。

(賃金の支払と控除)

第41条 賃金は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により支払う。

2 次に掲げるものは、賃金から控除する。

① 源泉所得税

② 住民税

③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

(昇給及び降給)

第42条 本人の能力、業務成果、協会の経営状態などにより、昇給又は降給を行うことがある。

(福利厚生及び慶弔)

第43条 協会は、職員の福利厚生及び慶弔金の給付を行う。給付金額は別途会長が定める「福利厚生及び慶弔金について」に従うものとする。

(賞与)

第44条 賞与は、毎年7月及び12月に支給する。

支給月	支給対象期間
7月	前年9月1日～当年2月末日
12月	当年3月1日～当年8月末日

- 2 支給対象者は、支給日現在在職している者とする。
- 3 第1項の賞与の額は、協会の業績及び職員の勤務成績などを考慮して、各人ごとに会長が定める。
- 4 協会の事業成績の低下その他やむを得ない事由が生じたときは、協会は、支給日を変更し、又は賞与を支給しないことがある。

第7章 定年、退職及び解雇

(定年等)

第45条 職員の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、満65歳までこれを継続雇用する。
- 3 前項の規定により継続雇用される者の労働条件は、別に定める。

(退職)

第46条 前条に定めるもののほか、職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 退職を上司に通知して協会から承認されたとき。
 - ② 期間を定めて雇用されている場合、その期間が満了したとき。
 - ③ 死亡したとき。
 - ④ 行方不明になるなど連絡が取れない状態となって14日が経過したとき。ただし、やむを得ない事由があると協会が認めたときはこの限りでない。
- 2 前項第1号により職員が退職しようとする場合は、協会に退職日の1か月前までに退職願を提出しなければならない。
 - 3 前項の規定により退職願を提出した者は、協会の承認があるまで従前の業務に従事し

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本ハビタット協会	事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
-----	--------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	540,000円
事業収入	17,441,052円
寄付助成金収入	3,205,872円
雑収入(受取利息)	57円
雑収益	2,150円
外貨販売収入	576,000円
桑チョコ販売収入	3,759,906円
桑パウダー販売収入	322,398円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	25,847,435円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2019.2.18			国連ハビタット 福岡本部支援	1,000,000 円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	合 計			1,000,000 円

7 海外への送金等に関する事項 (その金額が200万円以下の場合に限る。) [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2018.5.25	ラオス環境教育事業	222,818 円
2018.6.19	ケニアトイレ事業	1,085,000 円
2018.8.8	ラオス教科書プロジェクト	320,482 円
2018.8.17	ケニアトイレ事業	1,056,000 円
2018.10.23	ラオス教科書プロジェクト	243,446 円
2018.12.12	ラオス環境教育事業	344,192 円
2019.2.8	ラオス環境保全事業	352,012 円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 日本ハビタット協会	チェック欄
-----	---------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
③	2018年4月1日～2019年3月31日	21人	0人	0%	0人	0%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	③	④	⑤	⑥	⑦	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績半定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本ハビタット協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		21人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					就任・退任年月日	
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕		申請時
中村 徹		理事		○						2002.11.1-就任
角田 マリ		理事		○						2002.11.1-就任
滝澤 進		理事		○						2014.11.5-就任
久山 純弘		理事		○						2010.5.17-就任
麻生 渡		理事		○						2012.5.23-就任
大西 隆		理事		○						2002.11.1-就任
久保田 勇夫		理事		○						2002.11.1-就任
竹本 直一		理事		○						2002.11.1-就任
牟田 慎一郎		理事		○						2010.5.17-就任
伊木 常昭		理事		○						2008.4.21-就任
廣野 良吉		理事		○						2002.11.1-就任
津上 賢治		理事		○						2016.5.16-就任
マクリ 美幸		理事		○						2012.5.23-就任
山本 博子		理事		○						2008.4.21-就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本ハビタット協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
入出金振替伝票	伝票	毎日	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	毎日	7年
預金出納帳	ルーズリーフ	1週間毎	7年
総勘定元帳	パソコン	毎月	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 日本ハビタット協会	チェック欄
-----	---------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

✓

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 日本ハビタット協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 日本ハビタット協会
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本ハビタット協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ